

(1)はじめに

いじめは、決して許されることではありません。いじめは、いじめを受けた人の教育を受ける権利をうばい、心や体を深く傷つけ、時にいのちを危険にさらしたりします。そのような重大ないじめを絶対に起こさないようにしなければいけません。そこで…



- ①児童は、いじめをしてはいけない。相手がいやな思いをすることは、すべていじめになることを分かっていなければならない。
- ②学校や先生方は、児童が安心して過ごせるようにし、保護者などと協力していじめを防いだり、すぐに対応したりしなければいけない。

(2)いじめを防止するための取組

- ◇ みんなが安心して過ごすことができる居場所をつくること
- ◇ アンケートや教育相談をして、悩みなどを聞くこと
- ◇ 児童がいじめについて、自分ごととして考え行動できるように指導すること
- ◇ 保護者・地域の方などと協力して、いじめを防止する方法を考えること
- ◇ ネットでいじめが起きないように、「ネット安全利用教室」を行うこと
- ◇ 学校のいじめ防止基本方針を児童や保護者・地域の方に知ってもらうこと



(3)いじめが起きたときは…

- ◇ いじめを受けている人、いじめたと思われる人に話を聞くこと
- ◇ 先生は、いじめについて保護者に伝えること
- ◇ いじめのひどさによっては、いじめた人を別な場所に離して学習させたり、生活させたりすること
- ◇ 犯罪のようなひどいいじめについては、教育委員会や警察署と協力して対応すること
- ◇ 先生方は、いじめが解決したか注意をして様子を見たり、いじめが続いていないか確認したりすること



(児童用)

